



学校等の管理下での疾病や
ケガ等で受診するときは？

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用してください。

※上記の制度を利用する場合

利府町子ども医療費助成受給者証は、使用できません！

医療機関（病院・調剤薬局・接骨院等）を受診したとき

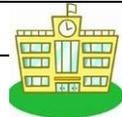
まずは

利府町子ども医療費助成受給者証は、呈示しないで、
学校等管理下での疾病またはケガであることを医療機関の窓口で伝えてください。

保険診療の自己負担分（就学前2割・就学後3割）の医療費をお支払いください。
支払った領収書は、大切に保管してください。

初診から治ゆまでの保険診療分総額（10割）が5,000円以上（自己負担額：小学生以上（3割）1,500円、未就学児（2割）1,000円以上）
の場合は、学校等に連絡し、災害共済給付制度の請求に必要な書類を受け取ってください。

受け取った書類を医療機関に記入してもらい、学校等に提出してください。



学校等を通して、日本スポーツ振興センターへ請求し、審査されます。

給付決定の場合

学校等経由で災害共済給付金が支給されます。
（医療機関窓口での自己負担額に療養を伴って
要する費用が加算され、
保険適用総医療額の4割が支給されます。
（ただし、2割負担の方の場合、3割が支給）

災害共済給付金が対象とならない場合

「利府町子ども医療費助成」の対象となる場合があります。
町民課保険年金班までご連絡ください。
※該当になるときは、支払った医療費の領収書が
必要になります。

※ 災害共済給付金は、初診から治ゆするまでの保険診療分総額が5,000円以上【自己負担額1,500円（3割）、1,000円（2割）以上】のものが対象となります。（保険外診療は対象外）

【問合せ先】

子ども医療費助成に関すること・・・町民課 保険年金班：022-767-2340

災害共済給付金に関すること・・・（小・中学校）教育総務課 学校教育班：022-767-2124
（保育園）各認可保育園等